

令和2年3月13日をもって  
『次世代住宅ポイント対象住宅証明書』の発行業務の受付を終了します。

## 次世代住宅ポイント制度

「次世代住宅ポイント対象住宅証明書」発行業務

次世代住宅ポイント制度は、一定の省エネ性、耐震性、  
バリアフリー性能等を満たす住宅や家事負担の軽減に資する住宅の  
新築やリフォームをされた方に対し、  
さまざまな商品と交換できるポイントを発行する制度です。



**次世代住宅ポイント事務局への提出期限は、災害等やむを得ない理由がある場合を除き、令和2年3月31日までとなっています。**

**これに伴い、弊社の『次世代住宅ポイント対象住宅証明書』の発行業務の受付につきましては、令和2年3月13日(金)をもって終了させていただきます。**

**また、証明書の申請は、余裕をもってご依頼いただきますようお願いいたします。**

- ※1 令和2年3月13日の書類到着分まで受付を行います。
- ※2 期日までに申請された建物についての次世代住宅ポイントの発行を保証するものではありません。
- ※3 審査着手前にポイント申請が終了した場合、手数料は返還します。ただし、審査着手後の審査料は返還しません。
- ※4 予算に対するポイント申請の状況により、終了日を変更する場合があります。